

Jリーグクラブライセンス制度  
関連規程



# Jリーグクラブライセンス関連資料保管規程

## 第1条〔目的〕

本規程は、Jリーグクラブライセンス交付規則（以下、ライセンス交付規則）第39条に定める資料保管の手続きについて定めるものである。

## 第2条〔責任〕

クラブライセンスに関連する資料の保管については、LMが全ての責任を負うものとする。

## 第3条〔定義〕

ライセンス交付規則第39条に定めるJライセンスの申請に関する書類および電子記録ならびにJライセンスの交付決定に関する書類および電子記録については以下の通り定義する。これらの記録は発行日または文書番号を付すことにより特定されなければならない。

### (1) Jライセンスの申請に関する書類および電子記録

- ① ライセンス交付規則第33条から第37条およびJリーグクラブライセンス交付規則運用細則2-1から2-5に基づきライセンス申請者より提出された書類および電子記録
- ② ライセンス交付規則第8条(1)⑧に基づきライセンス申請者より提出された報告書

### (2) Jライセンスの決定に関する書類および電子記録

- ① ライセンス交付規則第25条(2)(4)(6)に基づき作成されたヒアリング議事録
- ② ライセンス交付規則第25条(3)に基づき作成されたライセンス評価報告書
- ③ ライセンス交付規則第25条(6)に基づき作成されたFIBによるJライセンス決定会議議事録
- ④ ライセンス交付規則第26条(1)に基づき作成されたFIB決定書の写し
- ⑤ ライセンス交付規則第26条(3)に基づき提出された上訴申立書
- ⑥ ライセンス交付規則第26条(5)に基づき作成された上訴審査書
- ⑦ ライセンス交付規則第27条(2)に基づき作成された審問議事録
- ⑧ ライセンス交付規則第27条(3)に基づき作成されたABによるJライセンス決定会議議事録
- ⑨ ライセンス交付規則第27条(8)に基づき作成されたAB決定書の写し
- ⑩ ライセンス交付規則第27条(10)に基づき提出された上訴申立書の写し
- ⑪ ライセンス交付規則第28条に基づき作成されたAFC報告書

## 第4条〔保管方法〕

第3条に定める書類および電子記録については、文書管理表または電子システム上にて年度ごとにその所在を明確にし、ライセンス交付規則第9条におけるAFC調査人による抜き

打ち検査等において必要とされた場合に直ちに提出出来る環境を維持する。

#### 第5条〔保管期限〕

第3条第1項に定めるJライセンスの申請に関する書類および電子記録についてはライセンス交付規則第28条に定めるAFCへの提出が完了した日より最低5年間、同条第2項に定めるJライセンスの交付決定に関する書類および電子記録についてはライセンス交付規則第28条に定めるAFCへの提出が完了した日より最低10年間保管するものとする。

#### 〔附則〕

本規程は平成29年11月21日より適用する。

# 年次レビューミーティング規程

## 第1条〔目的〕

本規程はJリーグクラブライセンス交付規則(以下、ライセンス交付規則)第40条に定める年次レビューミーティングを実施する際に必要とされる事項を定めるものとする。

## 第2条〔実施時期〕

年次レビューミーティングはライセンス交付規則第28条に定めるAFCへの報告が完了した後、原則としてその年の11月末日までに開催することとする。

## 第3条〔参加者〕

年次レビューミーティングはライセンサーであるJリーグのクラブライセンスを担当する常勤理事(以下「クラブライセンス担当理事」という)、LM、FIB構成員の代表者1名、AB構成員の代表者1名、CLAの職員およびライセンス評価チームの代表者1名は、年次レビューミーティングに参加しなければならない。ただし、FIB構成員、AB構成員が次条に基づき年次レビューミーティングに先立ってフィードバックをクラブライセンス担当理事に提出したときはこの限りではない。

## 第4条〔事前準備〕

LMは、年次レビューミーティングを実施するにあたって、事前に以下の事項につき準備をすることとする。

- (1) クラブライセンス制度の改善に向けたFIB構成員、AB構成員およびライセンス評価チームの構成員からのフィードバック
- (2) クラブライセンス制度の改善に向けたライセンス申請者/ライセンシーからのフィードバック
- (3) CLAによるクラブライセンス制度の潜在的リスク評価と対応策の検討
- (4) クラブライセンス制度の内部監査結果の入手

## 第5条〔議題〕

年次レビューミーティングでは、クラブライセンス制度の効率性および有効性を検討するものとし、以下の議題を取り扱うこととする。検討の結果、決定された措置については責任者に対応期限を定めることとする。

- (1) クラブライセンス制度に対するクラブの満足度向上、制度の実効性向上、変更および改善を目的とした年次の目標に対する達成状況の検討
- (2) AB・FIB議長に対する成績および能力の評価

- (3) A B 構成員、F I B 構成員およびライセンス評価チームの構成員からのフィードバックに対する検討
- (4) ライセンス申請者／ライセンシーからのフィードバックに対する検討
- (5) C L A の職員からのフィードバックに対する検討
- (6) 意見処理規程に基づいて受け付けられた意見の報告と検討
- (7) クラブライセンス制度の内部監査結果の報告
- (8) クラブライセンス制度の潜在的リスク評価と対応策の報告
- (9) A F C 交付規則との適用状況の評価および例外適用を受けている事項の報告
- (10) ライセンス制度を効果的に運用するリソースおよび情報の安全性の確保状況の検討
- (11) A F C による視察が行われた場合、その結果に対する検討
- (12) A F C による品質基準の認証監査が行われた場合、その結果に対する検討
- (13) A F C による監査の結果、是正措置が通知された場合、その対応の検討
- (14) クラブライセンス制度関係者の行動規範理解度に関する検討
- (15) J リーグクラブライセンス制度運営方針の見直し
- (16) 制度の改善に向けた取組およびクラブライセンス制度に対するクラブの満足度向上、制度の実効性向上、変更および改善を目的とした翌年度の目標の立案
- (17) その他必要に応じた事項の検討

#### 第6条〔クラブライセンス担当理事の責務〕

クラブライセンス担当理事は、年次レビューミーティングを通じて、Jリーグクラブライセンス制度並びにその全ての利害関係人（L M、C L A、F I B・A B 構成員、ライセンス申請者、ライセンシー）の期待を含む現在および将来のニーズの理解に努めるものとする。

#### 第7条〔年次レビューミーティングの報告〕

L Mは、年次レビューミーティングにて検討された結果については報告書を作成し、実行委員会および理事会にて報告する。また、J F A 並びに A B および F I B の構成員、ライセンス評価チームに対して報告書を送付する。

#### 〔附則〕

本規程は平成29年11月21日より適用する。

# 意見処理規程

## 第1条〔目的〕

本規程は、Jリーグクラブライセンス制度（以下「ライセンス制度」という）に関して、改善要望、クレームおよびその他意見（以下「意見等」という）が持ち込まれた場合、当該事項を処理するために必要な手続を定めるものとする

## 第2条〔責任〕

Jリーグクラブライセンス制度に対して持ち込まれる意見の対応については、クラブライセンスマネージャーがその責任を有する。

## 第3条〔意見の申請と受付〕

- (1) Jリーグクラブライセンス制度に対して意見がある者は、クラブライセンス事務局を窓口として、別途定めるメールアドレス宛にメールを送付することにより意見を述べるができる。当該メールには、自己の所属と氏名を記載の上、簡潔に意見を述べるものとする。
- (2) クラブライセンス事務局は、当該窓口から受け付けた意見について、「意見受付記録」に記録し、クラブライセンスマネージャーに報告する。

## 第4条〔意見の処理〕

「意見受付記録」は、別途年次レビューミーティング規程に基づいて開催される年次レビューミーティングにおいて開示し、検討する。

## 〔附則〕

本規定は平成29年11月21日より適用する。